## 認定個人情報保護団体業務規則

## 第1条(目的)

この業務規則は、有限責任中間法人外国損害保険協会(以下「本協会」という。)が行う個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」という。)第 37 条の規定に基づく認定個人情報保護団体(以下「認定団体」という。)の業務の適切な運営の確保を図ることを目的とする。

## 第2条(対象事業者)

本協会が行う認定団体の業務の対象となる個人情報取扱事業者(以下「対象事業者」)は、 次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本協会の会員(準会員を除く。但し保険事業免許取得手続中の準会員を含む。)で ある損害保険会社
- (2) 保護法第41条第1項の同意を行う損害保険会社または損害保険業に関する団体であって総会の承認を得た者
- 2. 前項第2号の同意は、対象事業者になろうとする者が、対象事業者になろうとする1 ヶ月前 までに本協会所定の様式をもって行うこととする。
- 3. 第1項第2号の対象事業者は、書面をもって本協会に申し出ることにより、いつでも対象事業者から脱退することができる。
- 4. 本協会は、対象事業者の氏名または名称を公表する。

#### 第3条(認定団体の業務)

本協会は、認定団体の業務として保護法の規定に基づき次の各号の業務を行う。

- (1) 本人等から本協会に対して解決の申し出が行われた対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)の処理
- (2) 保護法第43条に定める個人情報保護指針の制定、改廃および対象事業者に対する当該指針を遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置
- (3) 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報提供
- (4) その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

### 第4条(業務の実施体制)

本協会は、前条に定める認定団体の業務を担当する理事(以下「認定業務担当理事」 という。)を対象事業者の代表者以外の者のうちから任命する。但し、次に掲げる者を 認定業務担当理事に任命することはできない。

- (1) 他の認定個人情報保護団体の業務を行う役員
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、または保護法の規定により刑に処せられ、その執行を 終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 認定個人情報保護団体の認定を取り消された法人において、その取消の日前30日以内にその役員であった者で、その取消の日から2年を経過しない者

#### 第5条(苦情の処理)

本協会は、第3条第1号に定める苦情について解決の申出を受けたときは、その相談に 応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業 者に対しその苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めるものとする。

- 2. 本協会は、前号の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象 事業者に対し、文書もしくは口頭による説明を求め、または資料の提出を求めることがで きる。
- 3. 当該対象事業者は、本協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4. 苦情の処理の実施方法については、別に定める。

#### 第6条(個人情報保護指針の作成・公表)

本協会は、第3条第2号で定める個人情報保護指針として「損害保険会社に係る個人情報保護指針」及び「損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針」(以下「自主ガイドライン」という。)を作成し、公表する。

2. 本協会は、社会情勢や国民意識の変化、損害保険業を巡る環境の変化等に応じて、 自主ガイドラインを見直すものとし、その改廃は理事会の決議によるものとする。

#### 第7条(目的外利用の禁止)

本協会は、認定団体の業務を行うに際して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

#### 第8条(安全管理措置)

本協会は、認定団体の業務を行うに際して取扱う個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

#### 第9条 (理事会)

本規則及び自主ガイドライン以外の認定団体の業務の運営上必要な事項については、理事会が取り決めるものとする。

## 第10条(費用分担)

本協会が行う認定団体の業務に要する費用については、対象事業者の共同負担とする。なお、共同負担額の算出方法については、理事会で定め総会で承認を得るものとする。

## 第11条 (規則等の遵守義務)

対象事業者は、本規則、自主ガイドライン及び認定団体の業務の運営に係る理事会の決定事項を遵守するものとする。

- 2. 対象事業者が正当な理由なく前項の規定に違反したときは、本協会は、当該対象事業者に弁明の機会を与えたうえで、理事会の決議により、当該対象事業者に対し指導、勧告、その他必要な措置を講じることができる。
- 3. 前項の措置を講じたにもかかわらず、当該対象事業者に改善の見込みがない場合には、 本協会は、総会の決議により当該対象事業者を脱退させることができる。

# 第12条 (規則の改廃)

本規則の改廃は総会の決議によるものとする。

以上